
搜索・差押え ハンドブック

第2版

伊丹 俊彦 監修

松本 裕

倉持 俊宏

山口 貴亮

宮崎 香織

著

第2版はしがき

本書は、平成28年5月に初版が出版され、その後、読者の皆様の御支援により、数度の版を重ねてきたが、初版以降相応の年月が経過し、その間に新しい実務の動きや法律の改正などもあったことから、この度内容を再検討した上で改めて編集し直し、第2版として改めて出版することとなった。

この間、犯罪の発生件数こそ減少傾向を示しているが、依然として凶悪重大事件は後を絶たず、高齢者を狙う特殊詐欺事件、貴金属店を狙う強盗事件が横行し、犯罪行為の一部や犯罪の指示が国内犯罪者に海外から行われるなど、犯罪の組織化、グローバル化が進み、捜査が複雑・困難化している。こうした犯罪を的確に検挙して立証するためには、最新の科学技術等を捜査に活用するばかりではなく、犯罪の痕跡である証拠を早期に収集・確保・分析することが何よりも求められている。

今回の第2版に当たっても、初版同様、捜索・差押え等に従事する捜査官、特に若手警察官を対象に、それらが想定される場面において必要な令状の種類、捜査実務上考慮・検討すべき課題とそれらの解決に役立つ判例・裁判例等につき、必要に応じ手引き書的な役割を果たすことができるようにとの思いで、分かりやすく執筆したものであり、基本的な執筆方針は踏襲している。

しかし、第2版では、①旧版発刊後からの各種法改正につき、本書の内容に応じ適宜対応等したこと、②サイバー・DF関連等の項目の追加、既存の項目部分にも加筆を行い項目の充実を図ったこと、③判例・裁判例の追加に加え、全体的に適宜の補筆・加筆を行い、近時の新しい実務の動きにできるだけ対応できるよう再編集をしたこと、④全体的な読み易さの向上等を目的として、可読性の面からも再編集をしたこと、⑤事項索引を全体的に、また、統一的な視点で再作成し、使いやすくしたこと、⑥立花書房の売れ筋書籍である「令状請求ハンドブック 第2版」や「令状実務詳解 補訂版」とのリンクを図り、他書と組み合わせて使えるようにしたこと、など随所に工夫をしたつもりである。読者の期待に応えられれば幸いである。

最後に、各種の編集作業や、巻末資料の作成等に当たり、立花書房編集部馬場野武部長、同部の本山進也参与、中埜係長らに多大の御尽力をいただいた。心より感謝申し上げます。

令和5年5月

監修 伊丹俊彦

はしがき

社会情勢の変化に応じ、犯罪が複雑・巧妙化するとともに、重要な証拠物が投廃棄されたり、メール等の重要情報が一瞬のうちに消去されたりすることも散見され、犯罪捜査を巡る環境は一段と厳しさを増している。その一方で、科学技術やIT技術の進歩、防犯意識の高まりなどにより、人の行動などが克明に記録される時代になっている。

そのため、捜査官は、最新の科学技術等を吸収し、これらを捜査に活用して必要な証拠を早期に収集・確保することが求められている。しかし、これらの捜査が、時として意図に反して人権を侵害するおそれも生じかねず、事後、当該捜査の適法性について疑問を投げかけられることもある。そのため、捜査官は、当該捜査手法を用いるに当たっては、人権侵害の有無・程度やその捜査手法を用いる必要性和相当性などについて十分検討することが求められている。

本書は、捜索・差押え等に当たる捜査官、特に若手警察官を対象に、想定される場面で必要な令状の種類等について手引書的な役割を果たすことができるようにとの思いで執筆されたものである。そのため、①見出しを活用して段落を分け、②結論を端的に示し、③実務上の留意点を指摘し、④参考判例は極力末尾にまとめるなど、できる限り分かりやすく論述することを心がけたつもりである。執筆者の意図が伝われば幸いである。

最後に、各種の編集作業や巻末資料の作成等に当たり、立花書房出版部の馬場野武次長、同部の金山洋次氏、菊島一氏らに、多大の御尽力をいただいた。心より感謝申し上げます。

平成28年5月

監修 伊丹俊彦

目 次

第2版はしがき
はしがき
凡 例

第1章 搜索・差押えについて

① 搜索・差押え3

搜索・差押えとは、いかなることをいうのか。

② 差し押さえるべき物の明示6

搜索差押許可状の差し押さえるべき物の明示を要求した趣旨は、何か。

③ 「各別の令状」の意味8

搜索・押収の許可を一通の令状によることは許されるか。憲法35条2項に定める「各別の令状」とはいかなる意味か。

4 検索・差押えと適用法条の明示……………11

検索差押許可状に、被疑事実の罪名と適用法条を記載する必要があるか。

5 検索・差押えと被疑事実の摘示……………13

検索差押許可状に、被疑事実を記載する必要はあるか。

6 検索・差押えの許される証拠物と被疑事実との関連性……………16

差押えの目的物と被疑事実との関連性はどの程度必要か。

7 検索・差押えにおける犯罪の嫌疑の程度……………19

検索差押許可状請求においては、どの程度の犯罪の嫌疑が必要か。

8 死者を被疑者とする検索差押許可状請求の可否……………21

自動車運転者の操作ミスと思われる事故により、運転者と同乗者全員が死亡した。事故原因は、自動車運転者の前方不注視と思われたが、自動車の構造上の欠陥の可能性も否定できない。運転者の氏名を被疑者として当該車両の検索差押許可状を請求することができるか。

9 被疑者方の搜索・差押えと第三者方の搜索・差押え……………23

被疑者方を目的とする搜索・差押えと被疑者以外の第三者方を目的とする搜索・差押えとは、どこが異なるか。

10 搜索・差押えの必要性に関する審査……………26

搜索差押許可状の請求を受けた裁判官は、その必要性について審査することができるか。

第2章 公務上・業務上の秘密と押収 について

11 郵便局内にある郵便物の捜索 ……………29

被疑者から共犯者宛ての郵便物が〇〇郵便局内にあることが判明した。捜査の必要上、その郵便物を差し押さえたいが、その前提としてその郵便物を捜索する必要が生じた。郵便物に対する捜索は許されるか。

12 公務上の秘密と押収……………31

公務所での捜索・差押えに当たり留意すべき点は何か。

13 業務上の秘密と押収拒絶権 ……………34

医師・弁護士などには、押収拒絶権が認められているが、この趣旨は何か。

14 公認会計士と押収拒絶権 ……………36

公認会計士事務所に保管されている被疑者が作成していた帳簿を押収しようとしたが、押収を拒否された。どのような対応を採ればよいか。

15 医師と押収拒絶権……………39

医師が社会保険診療報酬の請求に当たりいわゆる水増し請求をしている疑いが濃厚となり、捜索差押許可状を執行して水増し請求に係る複数のカルテを押収しようとしたが、医師が押収を拒否した。いかなる対応を採るべきか。

16 弁護士と押収拒絶権……………41

特別背任罪を犯した犯人が必要な帳簿類を弁護士に預けたとの情報を入手したため、捜索差押許可状を執行してその帳簿類を押収しようとしたが、弁護士が押収を拒否した。いかなる対応を採るべきか。

第3章 立会人及びその対応をめぐる諸問題 について

17 搜索・差押えの立会人……………44

役所や私邸などの搜索・差押えの際には、どのような立会人を立てるのが
適当か。

18 搜索・差押えと弁護人の立会い……………47

搜索・差押えの執行の際、被疑者の弁護人が立会いを求めてきた。弁護人
を立ち合わせなければならないか。また、居住者から選任されたと称する弁
護士であった場合はどうか。

19 大学の学生会館の搜索・差押えと立会人……………49

大学の学生会館の搜索・差押えに当たっては、学生側を立ち合わせる必要
があるか。

20 搜索差押許可状の内容をメモしたいとの申出と拒否……………52

搜索・差押えの場所の住居主から、「令状の要点を記録したい。」「令状の
内容を写真撮影したい。」との申出がなされた場合、これに応じなければなら
ないか。

21 検索・差押えに際して行われた押収対象物件以外の物件の
写真撮影……………55

検索の際、押し入れに入っていた押収対象物件以外の友人の住所や名前が書かれたスケッチブックを取り出し、住所・氏名が書かれた部分を全て接写することは許されるか。

22 検索・差押えに際して行われた押収対象物件周辺の写真
撮影……………58

大学ノートを押収する際、5、6枚の写真を撮影したが、その際、大学ノートの置かれていた付近にあったベッドも撮影した。また、普通乗用自動車について、検索を開始する前にその外観を、検索開始後に自動車のドアを開けて内部を写真撮影した。これらは許されるか。

23 写真撮影と立会人の拒否……………61

検索・差押えの際、立会人から差押対象物の隠匿状況の写真撮影を拒否された。いかなる対応をすべきか。

24 外国人に対する令状執行……………63

出入国管理及び難民認定法違反で搜索差押許可状を執行する際、被処分者から、「日本語が分からないので通訳人を付けて説明してほしい。」との申出がなされた。いかなる対応を採ったらよいか。

25 未成年者に対する令状執行……………66

未成年者に対する令状執行に関し、留意する点は何か。

第4章 軽微な犯罪・別件捜索・差押え、起訴後の捜索等をめぐる諸問題について

26 軽犯罪法違反と捜索・差押え ……………69

軽犯罪法違反（のぞき見）の事実を立証するため、捜索・差押えを行うことができるか。軽微な犯罪につき捜索差押許可状の請求を行う上で制限があるか。

27 軽犯罪法違反被疑事件の捜索・差押えとその機会を利用した他事件の証拠の収集 ……………71

軽犯罪法違反被疑事件の捜索・差押えの際、傷害の証拠品の任意提出を受けることは許されるか。

28 同一事実による再度の捜索・差押え ……………74

同一事実による同一場所の再度の捜索・差押えは許されるか。

29 違法な差押処分と同一物についての再度の搜索差押許可状の請求76

搜索差押許可状に基づく差押処分が違法であるとして取り消された場合、再び同一物件に対する搜索差押許可状を請求することは許されるか。

30 公訴提起後の搜索・差押え79

公訴提起後に裁判官の令状を得て搜索・差押えを行うことはできるか。

第5章 搜索差押許可状の記載内容の特定と搜索・差押えの範囲について

31 搜索差押許可状の記載内容の特定……………82

被疑者氏名として「不詳、年齢30歳くらいの女」、搜索すべき場所、身体又は物として「〇〇市××番地、通称山田こと甲野一郎方家屋内」として搜索差押許可状を請求することは許されるか。

32 搜索差押場所の特定……………85

搜索差押場所として「東京都〇〇区……ビル内△△事務所及び差押物件が隠匿保管されていると思料される場所」とする搜索差押許可状の請求は許されるか。

33 搜索すべき場所の範囲……………88

搜索すべき場所として「〇〇の使用する机」と記載された搜索差押許可状により、その机の側に置かれたくずかごを搜索することは許されるか。

34 搜索・差押えの範囲……………91

搜索すべき場所として「管理人室」と記載された搜索差押許可状により、管理人室から約10メートル離れたプレハブ建物も搜索の対象となるか。

35 転居後の捜索・差押え……………94

被疑者をAとし、捜索場所をA方居室とする捜索差押許可状を執行しようとした際、Aと同居していたBが、「Aは転居済みであるが、Aの荷物はある。」旨告げた場合、その捜索差押許可状の執行をすることは許されるか。

36 差し押さえる物の範囲(1)……………97

差し押さえるべき物として「本件に関係ある暴力団を標章する状、バッチ、メモ等」と記載された恐喝事件の捜索差押許可状により、賭博場開張の事実を示す賭博関係メモを差し押さえることは許されるか。

37 差し押さえる物の範囲(2)……………100

捜索差押許可状の罪名が「賭博」であり、捜索場所が「麻雀屋」であって、差押物件が「本件に関係ありと思料される帳簿、メモ、書類等」と表示されていた場合、麻雀用具を差し押さえることが許されるか。

38 捜索差押許可状記載の差し押さえるべき物の特定……………103

捜索差押許可状に「罪名・恐喝」などと記載のある恐喝被疑事件の捜索差押許可状に「本件に関係あるメモ、帳簿書類、往復文書、預金通帳、印鑑等」と記載があるのみでそれ以外に記載がない場合、固定資産台帳、株式台帳などを差し押さえることは許されるか。

なお、差し押さえるべき物が特定されているか否かについて、それに立ち会った者が被疑事実を知っていたか否かを判断材料とすることは許されるか。

第6章 搜索差押許可状の執行上の諸問題 について

39 令状執行の時間的制限……………107

刑訴法116条は、令状の夜間執行を制限しているが、令状執行の時間的制限の判断基準はどのようなものか、また、時間的制限の例外はどのようなものがあるか。

40 令状の損壊……………110

搜索差押許可状を被処分者に示してその状況を写真撮影している際、同人が当該許可状をひたたくり破ってしまった。そのまま継続して搜索・差押えを行えるか。

41 来意を告げることなく合い鍵で入室して搜索・差押えをすることの可否……………113

覚醒剤事件の搜索差押許可状の執行に際し、令状呈示前に、来意を告げることなく、管理人から借り受けた合い鍵でいきなり入口ドアを開けて室内に立ち入り、搜索差押許可状を呈示して搜索を開始することは許されるか。

- 42 ガラスを損壊して室内に入って捜索・差押えをすることの可否 ……………116

覚醒剤事件の捜索差押許可状の執行に際し、裏口扉のガラスを損壊して室内に入ることは許されるか。

- 43 宅配便を装って解錠させることの可否 ……………118

覚醒剤取締法違反による被疑者方の捜索・差押えにおいて、宅配便の配達である旨装って解錠させ住居内に立ち入ることは許されるか。

- 44 押収したフィルムの現像 ……………121

押収したフィルムを現像するには、そのための令状が必要か。

- 45 出入りを禁止することができる場所の範囲 ……………123

スーパーマーケットの附属建物の捜索・差押えに際し、スーパーマーケットの出入口に警察官を配して出入りを禁止することは許されるか。

- 46 捜索差押許可状と同居人携帯品の捜索 ……………126

被疑者が甲とともに居住するマンションの居室に対する捜索差押許可状により、甲がその場で携帯する同居室内にもともとあったボストンバッグについて捜索することが許されるか。

47 捜索場所にいた人の身体に対する捜索 ……………129

捜索差押許可状により、たまたまその場所にいた人の身体に対する捜索は許されるか。

48 捜索中に配達された物の捜索 ……………131

被疑者方居室を対象とする捜索差押許可状により同居室を捜索中、被疑者宛てに荷物が配達されてきた。同許可状に基づきその荷物を捜索することはできるか。

49 捜索・差押えとその際の女性の身体に対する捜索……………134

被疑者女性方の捜索・差押えの際、その場に居合わせた被疑者女性に対し、「自発的に脱がなければ強制してでも脱がせる」趣旨の言動により、その女性のズボンと下着を脱がせて身体を捜索することは許されるか。

50 被疑者の容ぼうの撮影……………136

公道上及びパチンコ店内にいる被疑者の容ぼう、体型等をビデオ撮影するには令状が必要か。

51 電話の発受禁止……………139

会社事務所に対して捜索・差押えをする際、電話の発受を禁止することはできるか。

第7章 強制採尿・採血、呼気検査、毛髪採取等をめぐる諸問題について

52 強制採尿と令状の種類……………142

覚醒剤使用の有無を明らかにするため、尿の提出を求めたところ容器に排尿したものの、その後気が変わり一向にその容器の提出をしない。いかなる方法を探ればよいか。また、排尿自体を拒否している場合にはいかなる方法を探ればよいか。

53 強制採尿のための病院への強制連行……………144

強制採尿のために捜索差押許可状を示したが、任意同行をかたくなに拒否する態度を取り続けたため、両腕を制圧して警察車両に乗車させて病院に連行し強制採尿を実施した。このようなことは許されるか。

54 医師をして医学的に相当と認められる方法による採尿と看護師による採尿……………147

採尿現場に立ち会っていない医師の指示に基づいて看護師が強制採尿することは許されるか。

55 黙って採った尿 ……………149

酒酔い運転の罪の容疑により身柄を拘束されていた者が、排尿の申出をしたので、尿中アルコール度を検査する資料にする意図を告知せず、房内に差し入れた便器内に排尿させた。この尿を尿中アルコール度の検査資料とすることは許されるか。

56 採尿手続の適否 ……………151

明確な承諾のないまま被疑者宅寝室内に立ち入った上、明確な承諾のないまま任意同行して尿を提出させることは許されるか。

57 先行手続の違法が後行の証拠収集手続に及ぼす影響……………154

捜索差押許可状請求の疎明資料であった尿に関する鑑定書の証拠能力が否定される場合において、同許可状に基づく捜索により発見された覚醒剤等の証拠能力も否定されるか。

58 強制採血と令状 ……………156

血液を強制的に採取するには、いかなる令状が必要であるか。

59 令状によらない血液採取 ……………159

飲酒運転の疑いがあったため、捜査官が、医師に搬送先の病院で眠っていた被疑者からの血液採取を依頼したところ、医師が看護師に採血を指示し、看護師が注射器で血液を採取して提出を受けた。このような方法による採血は許されるか。

60 意識不明者からの飲酒検知 ……………162

交通事故により負傷している意識があるのかないのかはっきり分からない状態にあった被疑者と思料される者から、令状なくして口元に飲酒検知管を持って行き、自然に吐き出す息を集めて鑑定に付することは許されるか。

61 口腔内粘膜、毛髪、唾液、体臭、爪の採取 ……………165

口腔内粘膜、毛髪、唾液、体臭や爪などを採取する場合には、いかなる令状が必要か。

62 体軀に挿入された証拠物の差押え ……………167

体軀に挿入された証拠物を差し押さえるにはいかなる方法が妥当か。

63 嚥下された証拠物の差押え ……………169

嚥下された疑いのある証拠物を発見し、差し押さえるにはいかなる方法を採るのがよいか。

64 宅配便荷物の内容物の確認 ……………171

宅配便荷物のエックス線検査をして内容を確認する場合、令状が必要か、必要とすればいかなる令状が必要か。

65 女性の身体検査173

女性の身体検査を至急実施する必要性が生じた。立会人を付けず男性の捜査官だけで身体検査を実施することは許されるか。

第 8 章 逮捕の現場における搜索・差押え について

66 逮捕の現場と搜索・差押え ……………176

逮捕の現場以外での所持品の搜索・差押えは許されるのか。

67 私人による現行犯逮捕と搜索・差押え ……………179

スーパーの万引きを警備員が現認して現行犯逮捕した。警備員は、その万引き犯人が盗品を入れたバッグを開けるのを拒否している場合に強制的にバッグを開けることは許されるか。万引き犯人がいるとの通報により現場に駆け付けた警察官はどうか。

68 搜索・差押えと緊急性……………181

現行犯逮捕した場合においては、搜索差押許可状を請求することができないほどの緊急性が認められない場合であっても、逮捕に伴う搜索・差押えをすることは許されるのか。

第9章 サイバー犯罪をめぐる諸問題 について

69 コンピュータ内やコンピュータネットワーク上にある証拠・・・183

コンピュータ内やインターネット等のコンピュータネットワーク上にある証拠にはどのようなものがあるか。

70 コンピュータネットワーク上にある証拠の収集方法……………186

コンピュータネットワーク上にある証拠の収集方法はどのようなものがあるか。

71 サイバー犯罪に関する改正法の内容……………189

サイバー犯罪に関する手続法の改正はどのような内容か。

72 電気通信回線等で接続している記録媒体からの複写……………191

差し押さえるべき物であるコンピュータに対象のデータが保存されておらず、外部の記録媒体に存在する場合はどうしたらよいか。

73 リモート差押えに関する問題194

リモート差押許可状に基づいて、外国事業者が運営し、海外に存在するサーバに保存されている電磁的記録を電子計算機に複写してこれを差し押さえることができるか。

74 記録命令付差押え199

電磁的記録の保管者に協力を求めて電磁的記録を差し押さえる方法はどう样に行うのか。

75 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法201

電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法はどう样に行うのか。

76 電磁的記録に係る記録媒体の差押えを受ける者等に対する
協力要請204

電磁的記録に係る記録媒体の差押えを受ける者等にどのような協力を求めることができるのか。

77 USBメモリ等、大容量外部記録媒体の差押え206

大量のUSBメモリやSDカード等の内容を確認することなく一括して差し押さえることが許されるか。

78 差し押さえたパーソナルコンピュータの解析(1)……………208

被疑者方から差し押さえたパーソナルコンピュータやスマートフォンを解析する場合の留意点は、何か。

79 差し押さえたパーソナルコンピュータの解析(2)……………211

捜索時に押収対象のパーソナルコンピュータを発見したが使用中でなかったため電源が入っていなかった。令状により押収した後、見分のため OS を起動しようとしたらパスワードによるロックがかかっていた。どうしたらよいか。

80 差し押さえたパーソナルコンピュータの解析(3)……………213

パーソナルコンピュータの差押手続後に、そのパーソナルコンピュータでクラウドサービスに捜査上重要な情報を保存していたことが判明した。警察で保管中のこのパーソナルコンピュータをインターネット回線に接続し、インターネットを介して外部に保存されているデータを閲覧・取得するにはどうしたらよいか。

81 差し押さえたパーソナルコンピュータの解析(4)……………221

差し押さえたパーソナルコンピュータの解析が終了した。解析の結果を証拠化する際に留意する点は何か。

82 押収したスマートフォンの解析……………224

押収したスマートフォンの解析をする上で留意すべき点は何か。

第10章 自動車・ホテル・マンション・コインロッカー等の捜索・差押えをめぐる諸問題について

83 自動車に対する捜索・差押え(1)……………227

公道上や他人の敷地内に駐車中の自動車内に存在すると思料される証拠物を押収する場合には、いかなる令状が必要か。

84 自動車に対する捜索・差押え(2)……………229

自宅駐車場や自宅マンション共同駐車場に駐車中の自動車内に存在すると思料される証拠物を押収する場合には、いかなる令状が必要か。

85 ホテル内における捜索……………231

客室のあるホテル全体を捜索する趣旨で「ホテル〇〇内」とする捜索許可で宿泊客のいる部屋の捜索を行うことは許されるか。

86 貸金庫の捜索・差押え……………234

貸金庫の捜索・差押えに当たり、場所の特定はどの程度必要か。

87 コインロッカー内の搜索・差押え……………236

コインロッカーの搜索・差押えに当たり、場所の特定はどの程度必要か。

88 マンションの廊下・階段等の搜索……………238

マンションの一室を搜索場所とする令状により、そこに至る廊下、階段、エレベーターに立ち入ることや、そこを搜索することはできるか。また、共同駐車場や共同ゴミ捨て場はどうか。

第11章 所持品検査をめぐる諸問題について

89 所持品検査の限界(1)……………242

職務質問に伴う所持品検査は、どの程度まで許されるか。

90 所持品検査の限界(2)……………245

職務質問に伴う所持品検査の限界における判断基準とは何か。

91 被疑者の承諾と所持品検査……………248

覚醒剤事犯の容疑を深め、被疑者の了解を得て着用していたコートの上から外側ポケットを触ったところ、注射器らしいものの感触があったため、取り出すよう言ったところ、「そんなに見えなかったら出して見いや。」と言ったので、同ポケット内に手を入れて覚醒剤及び注射器を取り出したことは許されるか。

92 被疑者の承諾なき所持品検査251

覚醒剤使用あるいは所持の疑いがあったため、所持品の提示を求めたが黙ったままであったことから、「出して見るぞ。」と言ったところ、ぶつぶつ言って不服らしい態度を示していたので、上着左側内ポケット内に手を入れて覚醒剤と注射器を取り出した場合、適法といえるか。

93 任意提出の是非253

交通違反の証拠品として現行犯逮捕の現場で差し押さえた自動車内に放置されたあいくちを発見し、その所有者確認のため上記違反事件で取調べ中の被疑者に示し、その同意に基づいて領置手続をした場合、任意に提出したものと認められるか。

第12章 電話傍受をめぐる諸問題について

94 電話設置者等の捜査……………257

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの内容はどのようなものか。

95 携帯電話からの位置探索……………260

殺人事件現場から、所有者不明の携帯電話が発見された。その携帯電話の契約者名を知りたいが、どのようにすればよいのか。また、被害者使用の携帯電話が所在不明となっており、犯人が持ち出していると思われた。その携帯電話の現在場所を知って犯人検挙の手掛かりとしたいが、どのようにすればよいか。

96 電話傍受の対象……………263

電話傍受は、どのような犯罪についてどのような要件の下に行うことができるか。

97 電話傍受の方法……………266

電話等の内容を傍受する際に必要な手続はどのようなものか。

第13章 任意提出等をめぐる諸問題について

98 任意提出者 ……………272

任意提出権限を有するのはどのような者か。

99 内妻と任意提出者 ……………275

捜索・差押えの際、別事件の証拠品を発見したため、捜索に立ち会った内妻から任意提出を受けることは許されるか。

100 遺留物件の押収 ……………277

犯行現場に置き去りにされた凶器と思われる包丁や血痕を発見したので押収したいが、いかなる手続を採るべきか。また、その場合に留意すべき事項は何か。

101 被疑者が捨てたごみの押収 ……………280

被疑者がごみ集積場に出したごみ袋を押収したいが、遺留物件として領置して良いか。

102 一時預かり284

告訴人が、告訴事実の裏付けとなると思われるとして、封筒入りの書類を持参してきた。領置手続を採らずに、一時的に預かることは適当か。

第14章 管轄外での捜索・差押えをめぐる諸問題 について

103 管轄外での捜索・差押え……………287

管轄外での捜査中、急きょ捜索・差押えの必要性が生じた。いかなる対応を採ればよいか。

104 管轄外での捜索・差押えと立会人……………290

管轄外で捜索差押許可状を執行したが被処分者が不在であった。いかなる対応を採ればよいか。

第15章 押収物の処分をめぐる諸問題 について

105 還付・仮還付293

仮還付を受けた物件について、被押収者が、押収処分の取消しを求めることは許されるか。

106 準抗告申立権者296

搜索差押許可状に記載された場所に居住する者は、その許可状に対する準抗告を申し立てることができるか。

107 搜索・差押え執行後の準抗告299

搜索・差押えの執行後に準抗告を申し立てることができるか。

事項索引..... 303
判例索引..... 308

搜索・差押えハンドブック
第2版

第1章 搜索・差押えについて

① 搜索・差押え

搜索・差押えとは、いかなることをいうのか。

〔関係条文〕 刑訴法221条、218条1項前段、220条1項2号、3項、222条1項、99条1項、346条、99条の2等、刑法19条、197条の5等

1 搜索・差押えの意義

「搜索」とは、一定の場所や人の身体について、物又は被疑者・被告人の発見を目的として、必要な措置を採る処分をいう。

「差押え」とは、証拠物又は没収すべきと思料する物につき強制的にその占有を取得し、又は継続する処分をいう。

搜索は、差押えの前提となる場合が多く、両者は、事実上密接な関連がある。

なお、「押収」という言葉もあるが、これは、「差押え」と遺留物や任意提出物に対するように占有を取得する過程において強制力が行使されない「領置」(刑訴法221条)とを含む概念である(令状請求 HB159頁)。

2 搜索・差押えについて

(1) 搜索・差押えの必要性

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査のため、必要がある

ときに、裁判官の発する令状により、搜索・差押えをすることができる（刑訴法218条1項前段）。

令状が必要とされるのは、搜索・差押えが権利侵害を伴うことから、その実施の可否を裁判官に委ねる趣旨である（令状主義）。

犯罪の捜査をするについて「必要があるとき」とは、単に捜査上の必要性があるということだけではなく、強制処分によるべき必要性があることも要求される。

(2) 搜索・差押えの必要性の判断

令状裁判官も、搜索・差押えの必要性について判断できる、とするのが通説であり、最高裁も、準抗告裁判所の差押えの必要性審査についてであるが、「犯罪の態様、軽重、差押物の証拠としての価値、重要性、差押物が隠滅毀損されるおそれの有無、差押によって受ける被差押者の不利益の程度その他諸般の事情に照らし明らかに差押の必要がないと認められるときまで、差押を是認しなければならない理由はない。」としている（最決昭44・3・18刑集23・3・153）（令状請求 HB209頁）。

逮捕の現場においては、令状がなくても搜索・差押えをすることができる（刑訴法220条1項2号・3項）。

(3) 搜索・差押えの対象

搜索・差押えの対象は、「証拠物又は没収すべき物と思量するもの」（刑訴法222条1項、99条1項）である（令状請求 HB169頁）。

ア 「証拠物」の意義

ここにいう「証拠物」の意義については、性質上代替性がなく立証上重要な意味を有するため、強制的にその収集・保全が認められているものと解される。

したがって、人の供述に関するものであっても、代替性の有無を判断基準とすべきである（藤永幸治・注釈刑訴第2巻153頁）。

当該事件につき作成された供述調書は、供述に代わるべきもので代替性を有するから、一般に証拠物には含まれないが、例えば、供述調書を破棄したという公用文書毀棄事件においては、当該毀棄に係る供述調書は証拠物となる。

イ 「没収すべき物」の意義

「没収すべき物」には、必要的没収（刑法197条の5など）だけでなく任意的没収（刑法19条）の対象物も含まれる。

法律上没収し得る物であれば足り、後に裁判で没収不必要と判断された場合でも、捜索・差押えが違法となるわけではない（刑訴法346条参照）。

「証拠物又は没収すべき物」は、差押えが占有の取得・継続を本質としていることから、いずれも有体物であることを要する。

したがって、電気や熱などは差押えの対象とならないし、コンピュータ上の情報それ自体も差押えの対象とならないが、USBメモリなどの記録媒体に複写したものを差し押さえることは可能である（刑訴法99条の2等参照。なお、記録命令付差押えについては第74問参照）。

また、人の身体は、捜索の対象とはなり得ても、その性質上差押えの対象とはならない。

したがって、人の身体の一部である毛髪や爪等は、身体から分離されない状態では差押えの対象とはならない（令状実務詳解806頁、令状請求HB279頁）。

参考判例

被疑者が不要物として公道上のごみ集積所に排出したごみ袋は、捜査に必要がある場合には、刑訴法221条により、これを領置することができるとした事例がある（最決平20・4・15刑集62・5・1398）。

② 差し押さえるべき物の明示

搜索差押許可状の差し押さえるべき物の明示を要求した趣旨は、何か。

〔関係条文〕 憲法35条1項、刑訴法218条、219条1項等

1 明示要求の趣旨

憲法35条1項は、搜索・押収につき、搜索する場所及び押収する目的物を明示する令状を要求している。

これを受けて、刑訴法218条は、捜査機関は、犯罪捜査の必要性があるときは、裁判官の発する令状により、搜索・差押えができるとし、その令状には、搜索場所や差押えの目的物を「明示する」ことを要求している（刑訴法219条1項）。

これは、搜索及び差押えの対象である場所及び物を、個別・具体的に特定する必要があるという意味である。

このように、搜索場所等の明示が要求されているというのは、①捜査機関に対しては、裁判所が許可した差押え権限の範囲を明確に知らしめることによって権限の逸脱や濫用を防止するとともに、②当該令状の呈示を受ける被処分者に対しては、その令状によって法律上受忍すべき差押えの範囲を知らしめることにより、万一許可された物以外の物が差し押さえられたときには、不服申立ての機会を保障しようとする点にある（佐藤道夫・注釈刑訴第2巻182頁）。

2 明示要求について

(1) 明示に関する実務の状況

差し押さえるべき物の明示は、憲法35条1項の要請であることから、全ての物が、名称、形状、作成日時などによって、明確に特定されることが望ましいものである。

しかし、実際には、搜索・差押えは捜査の初期に行われることが多いため、搜索対象となる場所の状況や差押えの目的物を事前に正確に把握するのは困難であることが多い。

そこで、実務上は、搜索差押許可状に、「その他本件に関係ありと思料される一切の文書及び物件」などと記載されることが少なくない。

このような令状の記載は、「一切の文書及び物件」と包括的な表現を使うことから、いかにも無限定で、憲法35条1項との関係で、差押目的物の明示・特定に欠けているのではないかが問題となる。

この点、捜査の初期段階においては、搜索対象場所の状況把握や差押目的物の正確な特定が困難であるといった捜査の実情を考慮すると、憲法の要求する物の明示の趣旨を没却しない限り、ある程度の概括的・抽象的な記載もやむを得ないと考える（令状請求 HB172頁）。

(2) 実務上の留意点

実務上の、搜索差押許可状における「その他本件に関係ありと思料される一切の文書及び物件」などの表示は、具体的例示に付加されたものであって、合理的に解釈すれば、具体的例示に準ずるような文書・物件を指すことが明らかとなるような記載を行う必要がある（後掲 [参考判例1](#) 参照）。

そのため、差押対象物の記載に当たっては、できる限り個別・具体的に記載するように努める必要がある。そして、やむを得ず概括的・抽象的に記載する場合でも、できる限り個別的・例示的な記載を多くし、捜査の現場において差し押さえる物が裁判所の発付した差押許可状の記載自体から合理的に解釈できる程度の記載をする必要がある。

なお、合理的に解釈できるかどうかは、一般人の常識に従って判断されるべきであり、捜査官において安易に積極判断することは危険である。

また、合理的に解釈しても差押許可状に記載された差押対象物に含まれないと考えられる場合には、任意提出を受けるか、現行犯逮捕に伴う差押えを行うか、別途差押許可状を得て差押えを行うことが必要となる。

参考判例 1

最高裁も、差し押さえるべき物として「会議議事録、闘争日誌、指令、通達類、連絡文書、報告書、メモその他本件に関係ありと思料される一切の文書及び物件」と記載された搜索差押許可状につき、「その表示は、会議議事録……メモと記載された具体的例示に付加されたものであり、同許可状に記載された地方公務員法違反被疑事件に関係があり、かつ右例示の物件に準じられるような闘争関係の文書、物件を指すことは明らかであるから、同許可状が物の明示に欠くところがあるとはいえない」旨判示している（最大決昭33・7・29刑集12・12・2776）。

参考判例 2

差押えの目的物として「本件の思想的背景に関係ありと認められる書籍」とある記載部分につき、無限定・概括的にすぎ、憲法35条1項に照らして違法であるとした事例がある（名古屋地決昭54・3・30判タ389・157）。

③ 「各別の令状」の意味

搜索・押収の許可を一通の令状によることは許されるか。憲法35条2項に定める「各別の令状」とはいかなる意味か。

〔関係条文〕 憲法35条、刑訴法218条1項

1 令状主義の意義

憲法35条1項は、司法官憲が発する令状がない限り、住居、書類及び所持品について侵入、搜索及び押収を受けることのない権利を保障し、同条2項は、「搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。」と規定している。

これを受けて刑訴法は、捜査機関が搜索・差押えを行うには裁判官の発する令状が必要であると規定している（刑訴法218条1項）。

これは、いわゆる令状主義を定めたもので、証拠収集という捜査の必要性とプライバシーを含む私生活の保護との調和を図るため、裁判官に、搜索・差押えの必要性を審査させることとしたものである。

2 「各別の令状」について

(1) 「各別の令状」の趣旨

「各別の令状」とは、個々の搜索又は押収について、それぞれ独立した令状が必要であるとの意味である。

搜索・差押えの可否につき、裁判官に対象場所や対象物ごとに慎重な判断を行わせるため包括的な令状を禁止する趣旨である。

したがって、搜索差押許可状でそれに記載された以外の場所や物の搜索・差押えをすることはできないし、搜索令状で差押えをすることや差押令状で搜索することもできない。

(2) 「各別の令状」が必要な範囲

1個の場所に存在する数個の物を、一時に一括して差押えをするときは、それらの物を一括して差押えをすることは可能である。

1個の事件につき同じ場所で同一の機会に搜索・差押えを行おうとする場合には、憲法35条2項の文言から、搜索と差押えはそれぞれ「各別の令状」が必要であるかどうかの問題となる。

この点については、搜索差押許可状は、本来、裁判官が搜索と差押えとを別個に判断し、各別に許可したものを、単に同一の書類上にその許可を記載したにすぎないことから、「搜索差押許可状」という一通の令状であっても、憲法に反するわけではない（後掲 [参考判例1](#) 参照）。

実務上も、搜索差押許可状一通で行われているのが通例である。

(3) 数個の場所と「各別の令状」

数個の場所を一通の令状に記載することができるかについては、見解が分かっている。

通説は、憲法35条2項の文理解釈や捜査における秘密保持等の見地から、数個の搜索すべき場所を一通の令状に記載することは妥当でないとする。この点、裁判例において、必ずしも一律の判断がなされている状況ではない（後掲〔参考判例2〕及び〔参考判例3〕参照）。

このように、数個の場所を一通の令状に記載することができるか否かについては、見解の相違があるので、数個の場所を搜索する場合には、公道上にある多数の電柱に掲示してある同種ポスターを差し押さえる場合のように管理権の保護が問題とならないような特別の場合を除いては、捜査における秘密保持の見地や搜索場所と差押目的物の関係を明らかにする意味からも、令状請求自体も別々の請求書によって行い、別々の令状発付を求めるのが相当であると考えられる。

〔参考判例1〕

最高裁は、「搜索と押収とを一通に記載してあることは所論のとおりである。しかし、憲法35条2項の趣旨は、搜索と押収とについて、各別の許可が記載されていれば足り、これを一通に記載することを妨げないものと解するを相当とする。」と判示している（最大判昭27・3・19刑集6・3・502）。

〔参考判例2〕

裁判例は、「数個の場所について行う搜索を一通の令状で行ったり、各別の機会に行う押収を一通の令状で行うことを禁止することはもちろん、ある事件について発せられた令状を他の事件に流用すること等も禁じられている。」旨判示したものがあ（東京高判昭27・7・25高刑集5・8・1358）。

〔参考判例3〕

他方、「搜索すべき複数の場所が明らかに特定され、裁判官がその各場所について搜索を行うことを許容することを明示しているものであれば、押収すべき物の特定が各場所ごとに十分なされている等のことがあって、国民の権利が不当に侵害されるおそれがないと認められる限り、直ちに憲法35条に違反するとはいえない。」旨判示した裁判例もある（東京高判昭47・10・13判時703・108）。

事項索引

- 【あ】**
- 相手方が命令に従わない場合の対応… 200
- 【い】**
- 意識不明者からの飲酒検知… 162
- 「医師又は成年の女子」の立会い… 173
- 一時預かり… 284
- 一時的に物を預かっている者… 273
- 一括差押えの是非… 207
- 移転… 203
- 囲繞地… 31
- 違法収集証拠の証拠能力… 152
- 遺留した物… 277
- 印刷… 203
- インターネットプロバイダ… 187
- 改変防止の措置… 210
- 家屋の敷地内に保管されているごみ袋
… 282
- 鍵の破壊… 122
- 各別の令状… 9
- 貸金庫の管理権… 234
- 加入者に関する情報… 260
- 鞆内の書類の提示を求めた行為… 248
- 仮還付… 293
- 管轄区域外の権限行使… 287
- 管轄区域外の搜索・差押え… 288
- 鑑定処分許可状… 157
- 管理権、支配権が重疊的に存在する場
合の立会人… 50
- 【き】**
- 強制採血… 157
- 強制採尿… 150
- の限界… 143
- のための強制連行… 145
- 令状… 147
- 共同駐車場、共同ゴミ捨て場の搜索… 241
- 業務者自身が被疑者である場合と押収
拒絶権… 40
- 記録命令付差押え… 199
- 記録命令付差押状… 53
- 記録命令付差押えの対象となる相手方
… 200
- 【く】**
- クラウドサービス… 192
- 【け】**
- 刑訴法105条は制限列举か例示列举か… 38
- 軽微な犯罪… 70
- 【か】**
- 外国人に対する令状の呈示… 64
- 会社内のLAN… 192
- 解析結果報告書… 222
- 解析対象がスマートフォンの場合… 210
- 蓋然性の程度… 75

判例索引

【最高裁判所】

最大判昭27・3・19刑集6・3・502	10
最大判昭27・8・6刑集6・8・974	37
最決昭29・7・15刑集8・7・1137	248
最決昭29・12・27刑集8・13・2435	248
最判昭30・7・19刑集9・9・1908	245, 246, 248
最決昭30・11・22刑集9・12・2484	84, 86, 90, 93
最大決昭33・7・29刑集12・12・2776	8, 13, 84, 99, 102, 106
最大判昭36・6・7刑集15・6・915	177, 181
最判昭42・6・8判時487・38	102
最大決昭43・6・12刑集22・6・462	298
最決昭44・3・18刑集23・3・153	4, 18, 28
最大判昭44・12・24刑集23・12・1625	137
最決昭49・12・3判時766・122	150, 151
最決昭51・3・16刑集30・2・187	172
最判昭51・11・18判時837・104	18, 99
最判昭53・6・20刑集32・4・670	243, 244, 245, 248, 251, 252
最判昭53・9・7刑集32・6・1672	77, 152, 154, 173, 252
最決昭55・10・23刑集34・5・300	143, 144, 147, 149, 157, 158, 166, 168
最判昭61・2・14刑集40・1・48	137
最決昭61・3・12判時1200・160	96
最判昭61・4・25刑集40・3・215	152, 153
最決昭63・9・16刑集42・7・1051	152
最決平2・4・20刑集44・3・283	294
最決平2・6・27刑集44・4・385	61
最決平6・9・8刑集48・6・263	128
最決平6・9・16刑集48・6・420	145, 153
最決平7・5・30刑集49・5・703	153, 253
最決平8・1・29刑集50・1・1	177, 178
最決平10・5・1刑集52・4・275	207
最決平14・10・4刑集56・8・507	110, 113, 115, 116, 119, 121, 132, 139
最判平15・2・14刑集57・2・121	156
最決平15・6・30刑集57・6・893	298
最判平17・11・10民集59・9・2428	136

〈監修者紹介〉

伊丹俊彦 元大阪高等検察庁検事長・弁護士

〈著者紹介〉

松本裕 最高検察庁監察指導部長
(元法務省大臣官房長)

倉持俊宏 元東京地方検察庁刑事部サイバー係検事・
弁護士

山口貴亮 東京地方検察庁刑事部副部長
(元法務省大臣官房司法法制部参事官)

宮崎香織 東京地方検察庁立川支部副部長
(元法務省刑事局刑事法制参事官)

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ
個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

検索・差押えハンドブック（第2版）

令和5年6月20日 第1刷発行

監修者 伊丹俊彦
著者 松本裕
倉持俊宏
山口貴亮
宮崎香織
発行者 橘茂雄
発行所 立花書房

東京都千代田区神田小川町3-28-2
電話 03-3291-1561（代表）
FAX 03-3233-2871
<https://tachibanashobo.co.jp>

平成28年7月20日初版第1刷発行 令和2年3月20日初版第9刷発行
©2023 Toshihiko Itami (印刷・製本) 文唱堂印刷
乱丁・落丁の際は本社でお取り替えます。